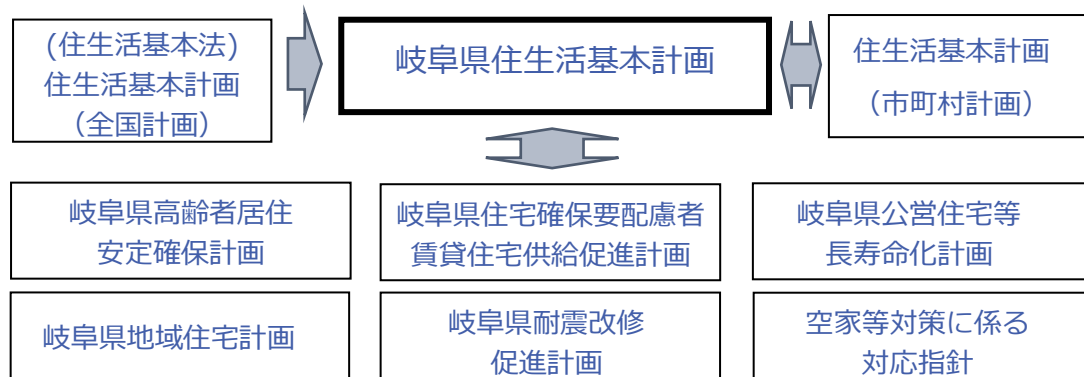


「岐阜県住生活基本計画」の概要

■ 計画概要 P2

【計画の位置づけ】

住生活基本法第17条第1項に基づき、全国計画に即しつつ、本県の住宅事情等を踏まえて、県民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画として定める



【計画期間】 令和3年度～令和12年度（おおむね5年毎に見直し）

■ 岐阜県の住生活を取り巻く現状と課題 P3

1 社会情勢等

人口・世帯数、少子高齢化、世帯構成

- 人口減少により、今後は世帯数も減少に転じる
- 社会動態（転入者数－転出者数）は16年連続で転出超過
- 合計特殊出生率は、近年減少傾向する一方で、高齢化率は年々上昇しており、少子高齢化は更に進行
- 単身世帯が増加傾向にあり、1世帯あたりの人員数は減少

経済の状況

- 雇用が不安定かつ賃金の低い非正規雇用者は増加傾向

住生活を取り巻く環境等

- 家庭部門における温室効果ガス排出量は増加傾向
- 気候変動の影響による自然災害の頻発・激甚化
- コロナ禍を契機に、テレワークやオンライン授業等、自宅で過ごす時間が増加傾向にあり、新しい住まい方への対応が必要

2 住宅事情

ゆとりのある住環境

- 一戸建ての比率が高く、1住宅あたりの居住室数(全国4位)等、居住の水準が高い
- 住宅着工戸数に対する長期優良住宅の割合(全国7位)が高いことから、住宅を長く大切に使う傾向にある

住宅ストック、住宅市場の動向

- 住宅ストックが充足する一方で、空き家は増加を続けている
- 岐阜県は持ち家率が高く、既存住宅市場の活性化やリフォーム市場の一層の活性化が必要

住宅関連産業の状況

- 「飛騨の匠」に象徴される優れた技術を受け継ぐ職人の減少と高齢化などにより、技術・技能の継承に懸念
- 森林が県土の約8割を占め、優良な木材を活用した住宅の普及など地域の住宅産業の活性化が必要

3 公的賃貸住宅と住宅セーフティネット

公的賃貸住宅のストック状況

- 県内の公営住宅約16,750戸のうち、耐用年数を経過する住宅が約2割あり、効率的かつ効果的な改修等が必要

住宅セーフティネット

- 外国人世帯や低額所得者など民間賃貸住宅への入居に際し支援を要する住宅確保要配慮者は今後も増加

■ 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の基本的な方針 P23

豊かな住生活を実現するため、次の基本的な方針のもと、3つの視点から施策を展開する

- 豊かな住生活を支える住宅・居住環境の整備
- 安全・安心で良質な住宅を選択できる住宅市場の形成
- 住宅確保要配慮者に対する住宅セーフティネットの構築
- 脱炭素社会の実現に向けた住宅循環システムの構築や、新たな日常、DX、災害の頻発・激甚化等、住生活に大きな影響を及ぼす社会と生活環境の変化への対応

【居住者からの視点】

- ▶社会情勢の変化に柔軟に対応し、多様な世帯が安全・安心に暮らすことができる社会を実現するための施策を展開

【住宅ストック・産業からの視点】

- ▶住宅ストックの適切な維持管理・流通と多様なニーズに応えられる住生活産業の充実を図るための施策を展開

【地域からの視点】

- ▶地域の特性を踏まえた施策や気候変動の影響と考えられる自然災害の頻発・激甚化に対応するための施策を展開

■ 目標と基本的な施策 P26

【居住者からの視点】

目標1 子育て世帯や高齢者世帯等の生活に適した住まいづくりの推進 P26

- ・子育て世帯の住宅取得支援、サービス付き高齢者向け住宅の供給促進、バリアフリー改修
- ・DXに対応した情報通信機器の活用による見守りの普及促進
- ＜主な指標＞ 高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化率 [44.4%(H30)→65.0%(R8)]

目標2 住宅確保要配慮者が安心して暮らすことができるセーフティネット機能の整備 P28

- ・公的賃貸住宅の供給、民間賃貸も活用した住宅セーフティネットの強化
- ・住宅と福祉部局の連携による住宅確保要配慮者の支援体制の充実
- ＜主な指標＞ 居住支援協議会を設立した市町村の人口カバー率 [20.4%(R2) → 30.0%(R12)]

【住宅ストック・産業からの視点】

目標3 「脱炭素社会」や「新たな日常」に資する良質な住宅の供給の促進 P30

- ・ZEH（ネット・ゼロ・エネルギーハウス）等省エネ住宅の普及促進、DXに対応したテレワーク・在宅学習スペースの確保や非接触型の環境整備への支援
- ＜主な指標＞ 省エネ対策を講じた住宅ストック比率 [32.9%(H30) → 40.0%(R7)]

目標4 空き家の状況に応じた適切な管理・除却・利活用の推進 P33

- ・地域の生活環境に悪影響を及ぼす管理不全空き家の除却等の対策の強化
- ＜主な指標＞ 市町村の取組により除却等がなされた管理不全空き家数(物件数) [1,482(H27-R1)→3,000(R3-R12)]

目標5 住生活産業を担う人材の育成と生産性の向上 P34

- ・BIMをはじめとしたICTの活用、リフォームや省エネ化の相談に対応する技術者の養成
- ＜主な指標＞ リフォームの市場規模 [969億円(H30)→1,500億円(R12)]

【地域からの視点】

目標6 安全・安心で快適な居住環境づくりの推進 P35

- ・住宅の防災・減災対策の推進（応急仮設住宅供給のための市町村との連携強化等）、大型住宅団地の再生への支援
- ＜主な指標＞ 居住環境に対する満足・まあ満足の割合 [68.3%(H30) → 86.0%(R12)]

目標7 移住定住等による住宅ストックの活用とコミュニティの活性化 P37

- ・UIJターンや二地域居住など多様な住まい方の情報提供、空き家の利活用の促進
- ＜主な指標＞ 移住者数(人) [3,250(R1-R2) → 7,000(R1-R5)]

■ 重点的に取り組む事項 P39

- | | |
|---|--|
| (1) 脱炭素社会の実現に向けた住まい・居住環境づくりの推進
○省エネ住宅・県産材住宅の建設、改修の促進 | (3) 住宅確保要配慮者の居住支援体制の充実
○公営住宅の適切な供給
○セーフティネット登録住宅（民間賃貸住宅）の活用の推進 |
| (2) 自然災害の頻発・激甚化に対応する安全・安心な住まいづくりの推進
○住宅の耐震化の支援、促進
○災害時における円滑な被災者の住まいの確保 | (4) 空き家の適正な維持管理と利活用の推進
○空き家の利活用と管理不全空き家の除却を支援 |